

第 3 章 流域下水道

第3章 流域下水道

第1節 流域下水道事業の経過

多摩地域の下水道は、戦後の急激な人口増加と産業の発展による市街化の拡大に対処するため、昭和26年に武蔵野市で始まりました。その後、昭和30年代後半から40年代前半にかけて急激な人口増加による生活排水と工場排水などにより、河川の汚濁が著しくなったことから「三多摩地区総合排水計画」を策定し、都は中小河川と広域幹線排水路を、市町村は下水道管と終末処理場を整備することとしました。

しかし、下水道整備の進捗が伸び悩む区域があり、都は「市町村の区域を越えて広域的に整備する流域下水道の設置が急務である」として、昭和43年に多摩地域に流域下水道の導入を決定しました。同年「三多摩地区総合排水計画（第二次）」が策定され、都は中小河川、流域下水道の幹線及び終末処理場の整備及び維持管理を行い、市町村は流域下水道に接続して下水を流す流域関連公共下水道の整備及び維持管理を行うこととしました。（図表3-1）

これにより、多摩地域では、流域下水道により下水を処理する区域と、市が単独で下水処理をする単独公共下水道区域に分かれました。平成21年度に奥多摩町の流域関連公共下水道が供用を開始したことで、多摩地域の流域下水道は全30市町村の下水を処理することになりました。（図表3-2）

また、市の単独処理区である八王子市単独処理区は令和3年1月に、立川市単独処理区は令和6年3月に都の流域下水道へ編入しました。

なお、多摩地域における公共下水道普及率（汚水人口ベース）は、令和6年度末現在で約99%となっています。

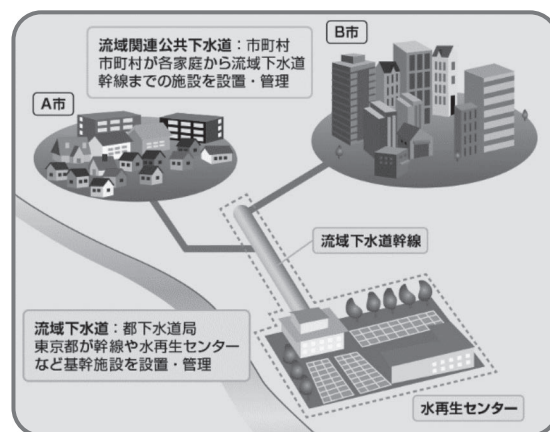
公共下水道を管理する市町村との連携を強化するために、令和3年度に都道府県事務である市町村への下水道指導事務を、都市整備局から下水道局流域下水道本部に移管しました。

さらに、令和5年度に市町村下水道事業強靱化都費補助制度を創設し、市町村が実施する公共下水道の浸水対策と震災対策のレベルアップ、スピードアップに資する事業に対し、財政支援を実施しています。

図表3-1 多摩地域の下水道計画区域の構成



図表3-2 流域下水道のしくみ



流域下水道とは

水質保全を効果的に行うため、都道府県が二つ以上の市町村から出る下水を集めて、処理するしくみのことです。

メリット

- 河川流域ごとの一体的な水質保全
- スケールメリットによる効率的な事業運営（建設費、維持管理費の抑制）

第2節 流域下水道のしくみと効果

流域下水道は、河川・湖沼・海域など、いわゆる公共用水域の水質環境基準の達成と、それらの流域内における快適な生活環境の実現を大きな目的としており、流域内にある複数の市町村が管理する公共下水道からの下水を行政区域を越えて効率的に収集・処理した後、河川などへ放流するものです。この流域下水道は、下水道幹線、ポンプ所及び終末処理場（水再生センター）という基幹施設で構成され、原則として都道府県が建設及び維持管理を行うことになっています。

流域下水道は行政区域にとらわれず、広域的に下水を処理するという役割を担っています。そこで、流域下水道と流域関連公共下水道の整合性を図りつつ、関連市町村に対しての技術指導などを行い、一体的に整備することにより、次のような効果を発揮できます。

- 当該流域の自然的・社会的条件及び水利用の状況などを勘案して、処理区域の設定や終末処理場の位置選定などを行うことにより、河川流域ごとに一体的に水質保全を図ることができます。
- 行政区域を越えて適正な施設の配置が可能となるため、スケールメリットを活かした効率的な事業運営（用地費、建設費、維持管理費など）を行うことができます。

第3節 流域下水道の計画

1 全体計画

(1) 流域下水道全体計画

流域下水道全体計画の概要は図表3-3のとおりです。なお、令和7年3月に流域別下水道整備総合計画の変更計画が東京都決定されたことに伴い、全体計画を見直しました。

(2) 流域別下水道整備総合計画

昭和55年3月に建設大臣の承認を受けた「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」は、既存の個別下水道計画の上位計画として位置付けられています。平成21年7月には本計画の変更が国土交通大臣に承認され、東京湾の水質環境基準を達成するため、水再生センターで窒素やりんを除去する高度処理を実施することが記載されました。

また、令和7年3月には新たな変更計画が策定され、各水再生センターの計画下水量等が見直されています。将来的に処理水量の減少が見込まれることから、野川水再生センターの計画を廃止し、近隣の北多摩一号水再生センター等に下水を送水し処理する計画が策定されました。

図表 3-3 流域下水道計画の概要

(令和6年度末現在)

流域名	処理区名	計画処理人口 (千人)	計画面積 (ha)	計画汚水量 (千m ³ /日)	ポンプ所 (か所)	水再生センター		関係市町村名
						(か所)	名 称	
多摩川	野 川	583	5,431	278	—	—	北多摩一号 森ヶ崎 (区部)	武蔵野市、三鷹市、 <u>府中市</u> 、調布市、小金井市、狛江市 (6市)
	北多摩一号	480	5,123	241	—	1	北多摩一号	立川市、 <u>府中市</u> 、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市 (6市)
	北多摩二号	210	2,732	111	—	1	北多摩二号	立川市、国分寺市、 <u>国立市</u> (3市)
	多摩川上流	337	9,303	202	1	1	多摩川上流	立川市、青梅市、 <u>昭島市</u> 、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町、奥多摩町 (6市2町)
	南 多 摩	300	5,900	148	1	1	南 多 摩	八王子市、町田市、日野市、多摩市、 <u>稲城市</u> (5市)
	浅 川	235	3,902	113	—	1	浅 川	八王子市、町田市、 <u>目野市</u> (3市)
	秋 川	358	8,529	191	—	1	八 王 子	<u>八王子市</u> 、昭島市、日野市、羽村市、あきる野市、日の出町、檜原村 (5市1町1村)
多摩川流域計		2,503	40,920	1,284	2	6か所		22市3町1村
荒川右岸東京	荒 川 右 岸	604	8,042	285	—	1	清 瀬	武蔵野市、小金井市、小平市、東村山市、東大和市、 <u>清瀬市</u> 、東久留米市、武蔵村山市、西東京市 (9市)
総 計		3,107	48,962	1,569	2	7か所		26市3町1村

<注> □：水再生センター所在市

* 上記計画は、令和7年3月に国土交通省の同意を受け東京都が決定した「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」と整合を図っています。なお、単独処理区（三鷹市東部処理区）の区域を含んだ数値としています。また、ポンプ所、水再生センターのか所数は、都市計画決定済のか所数です。

* 有効数字の端数処理の影響で計が一致しません。

雨 水 幹 線 計 画 の 概 要				
流 域 名	処理区名	排水面積	幹線名並びに延長	関 係 市 名
多 摩 川	多摩川上流	1,189ha	多摩川上流雨水幹線 7,280m	青梅市、福生市、羽村市 (3市)
荒川右岸東京	荒川右岸	1,329ha	黒 目 川 雨 水 幹 線 4,040m	立川市、小平市、東村山市、 東大和市、東久留米市、 武蔵村山市 (6市)
			出 水 川 雨 水 幹 線 930m	
			落 合 川 雨 水 幹 線 2,720m	
			小 平 雨 水 幹 線 410m	
			空堀川上流雨水第一幹線 6,700m	
			空堀川上流雨水第二幹線 1,070m	
			空堀川上流雨水第三幹線 1,080m	
			空堀川上流雨水第四幹線 680m	
			計 17,630m	

第4節 流域下水道の現況

1 下水道幹線

多摩地域の流域下水道幹線の処理区別延長は図表3-4のとおりです。

図表3-4 処理区別下水道幹線管理延長

(令和6年度末現在)

項目 処理区	幹線 (m)	人孔 (個)	公共下水道流入か所 (か所)
野 川	18,841	77	33
北多摩一号	22,073	105	42
北多摩二号	13,428	64	29
多摩川上流	54,007	445	65
南 多 摩	22,952	155	33
浅 川	9,629	34	20
秋 川	42,486	217	52
荒 川 右 岸	48,823	138	70
計	232,240	1,235	344

※有効数字の端数処理の影響で計が一致しません。

2 水再生センター

(1) 処理区と水再生センターの現況

多摩地域における流域下水道は、8処理区に分けられています。これは、下水をできるだけ自然流下させるために川や分水嶺など、地勢に応じて分けた区分で、野川、北多摩一号、北多摩二号、多摩川上流、南多摩、浅川、秋川、荒川右岸の各処理区です。現況は図表3-5、処理状況は図表3-6のとおりです。

また、各水再生センター水処理施設の覆蓋上部にはセンターが設置されている市により上部公園が運営されており、多摩地域の賑わいに貢献しています(図表3-7)。

多摩川をはさんで向かい合う二つの水再生センター間には連絡管が整備されており、施設の再構築時や維持管理における相互融通機能、震災時等のバックアップ機能の確保を備えています(図表3-8)。

ア 野川処理区

野川処理区は、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市及び狛江市の6市を受け持つ合流式下水道の処理区です。

本処理区には、野川第一幹線、野川第二幹線、調布幹線の3幹線があります。

また、下水は成城排水調整所を通して区部の森ヶ崎水再生センターへ送り処理しています。

野川第一幹線の下流部には合流改善施設として、貯留施設(約2.0万m³)を設置しています。

野川処理区の計画について、平成21年度に策定された流域別下水道整備総合計画において、三鷹市東部処理区が流域下水道に編入することとされています。

また、新たに令和6年度に策定された流域別下水道整備総合計画においては、計画下水量の減少を踏まえ、野川処理区に計画していた野川水再生センターを廃止し、北多摩一号水再生センターを増強して下水を処理する計画としています。

イ 北多摩一号処理区

北多摩一号処理区は、立川市、府中市、小金井市、小平市、東村山市及び国分寺市の6市を受け持つ合流式下水道の処理区です。

本処理区には、北多摩一号東幹線、北多摩一号西幹線、北多摩一号北幹線、国分寺幹線、恋ヶ窪幹線の5幹線があります。

下水処理施設である北多摩一号水再生センターは、昭和48年6月に供用を開始しました。処理水の放流先は多摩川です。

水処理施設では、平成16年度からA₂O法(嫌気・無酸素・好気法)などの高度処理施設が稼働し、処理水質の向上を図っています。

現在、汚泥処理施設では、従来の高温燃焼焼却炉に比べ、温室効果ガス排出量を削減することができる省エネルギー型焼却炉を建設しています。

本センター内には合流改善施設として、貯留施設(約4.0万m³)を設置しています。

また、水処理施設の上部には、府中市が管理する小柳町運動広場があり、芝生広場や遊歩道が設けられています。

ウ 北多摩二号処理区

北多摩二号処理区は、立川市、国分寺市及び国立市の3市を受け持つ合流式下水道の処理区です。

本処理区には、北多摩二号幹線があります。

下水処理施設である北多摩二号水再生センターは、平成元年4月に供用を開始しました。処理水の放流先は多摩川です。

水処理施設では、平成12年度から都流域下水道で初となるA₂O法の高度処理施設が稼働しています。

汚泥処理施設では、令和6年度から省エネルギー型焼却炉の一つであるタービン多層型流動炉が稼働しています。

本センター内には合流改善施設として、高速ろ過設備や貯留施設(約1.3万m³)を設置しています。

なお、隣接する立川市の錦町処理区については、平成21年度に策定された流域別下水道整備総合計画に基づき、令和6年3月に流域下水道へ編入しました。

また、水処理施設の上部には、国立市が管理する流域下水道処理場広場があり、スポーツレクリエーション施設が設けられています。

エ 多摩川上流処理区

多摩川上流処理区は、立川市、青梅市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町及び奥多摩町の6市2町を受け持つ分流式下水道の処理区です。

本処理区には、多摩川上流幹線、残堀川幹線、羽村幹線の3幹線があります。また、流域下水道事業としては全国初となる雨水幹線として、多摩川上流雨水幹線があります。なお、青梅市に青梅ポンプ所を設置し、多摩川上流幹線の一部流域の汚水を圧送により送水しています。

下水処理施設である多摩川上流水再生センターは、昭和53年5月に供用を開始しました。処理水の放流先は多摩川です。

水処理施設では、平成13年度からA₂O法などの高度処理施設が稼働しています。

汚泥処理施設では、令和2年度から省エネルギー型焼却炉の一つであるストーカ炉が稼働しています。

本センター内では、再生可能エネルギーとして、太陽光発電設備（800kW）、汚泥焼却時の廃熱を活用した排熱発電設備（140kW）が稼働しています。

清流復活事業として、本センターで処理した再生水を野火止用水、玉川上水、千川上水に送水しています。

また、水処理施設の上部には、昭島市が管理する宮沢広場があり、芝生広場、ゲートボール場が設けられています。

本センターでは、処理水を利用して多摩川に生息する魚を飼育する施設として、平成元年に多摩川ふれあい水族館を開館しています。

オ 南多摩処理区

南多摩処理区は、八王子市、町田市、日野市、多摩市及び稲城市の5市を受け持つ分流式下水道の処理区です。

本処理区には、稲城幹線、乞田幹線、大栗幹線の3幹線があります。また、稲城市に稲城ポンプ所を設置し、稲城幹線の一部流域の汚水を圧送により送水しています。

下水処理施設である南多摩水再生センターは、昭和46年3月に都流域下水道として一番初めに供用を開始しました。処理水の放流先は多摩川です。

水処理施設では、平成13年度からA₂O法などの高度処理施設が稼働しています。

汚泥処理施設では、平成29年度から省エネルギー型焼却炉一つであるガス化炉が稼働しています。

本センター内では、再生可能エネルギーとして、太陽光発電設備（1,000kW）、小水力発電設備（30kW）、汚泥焼却時の廃熱を活用した排熱発電設備（120kW）が稼働しています。

また、水処理施設の上部には、稲城市が管理する南多摩スポーツ広場があり、総合運動場が設けられています。

カ 浅川処理区

浅川処理区は、八王子市、町田市及び日野市の3市を受け持つ分流式下水道の処理区です。

本処理区には、浅川幹線、日野幹線の2幹線があります。

下水処理施設である浅川水再生センターは、平成4年11月に供用を開始しました。処理水の放流先は多摩川支流の根川です。

水処理施設では、平成14年度からA₂O法などの高度処理施設が稼働しています。

現在、汚泥処理施設では、省エネルギー型焼却炉を建設しています。

水処理施設の上部には、日野市が管理する北川原公園があり、芝生広場、遊歩道が設けられています。

また、センター内には、みなみぼり遊歩道があり、園内を流れる水は処理水を放流しています。小川に沿った遊歩道には汚泥焼却灰を原料として製造していたメトロレンガが敷かれ東屋やベンチが設けられています。

キ 秋川処理区

秋川処理区は、八王子市、昭島市、日野市、羽村市、あきる野市、日の出町及び檜原村の5市1町1村を受け持つ分流式下水道の処理区です。

本処理区には、秋川幹線、あきる野幹線、八王子幹線、平井川幹線、大和田幹線、石川幹線の6幹線があります。

下水処理施設である八王子水再生センターは、平成4年11月に供用を開始しました。処理水の放流先は多摩川です。

水処理施設では、平成13年度からA₂O法などの高度処理施設が稼働しています。

現在、汚泥処理施設では、省エネルギー型焼却炉を建設しています。

本センター内では、再生可能エネルギーとして、太陽光発電設備（500kW）が稼働しています。

また、令和元年度に、重油と都市ガスのどちらでも運転可能なデュアルフューエル発電設備を導入しています。

なお、隣接する八王子市の北野処理区については、平成21年度に策定された流域別下水道整備総合計画に基づき、令和3年1月に流域下水道へ編入しました。

水処理施設の上部には、八王子市が管理する八石下広場があり、芝生広場、遊歩道が設けられています。

ク 荒川右岸処理区

荒川右岸処理区は、武蔵村山市、東大和市、東村山市、小平市、小金井市、武蔵野市、西東京市、東久留米市及び清瀬市の9市を受け持つ分流式下水道の処理区です。

本処理区には、黒目幹線、小平幹線、東大和幹線、田無幹線、柳瀬幹線及び東久留米幹線の6幹線があります。また、雨水幹線として、黒目川雨水幹線、落合

川雨水幹線、出水川雨水幹線、小平雨水幹線の4幹線があります。令和4年度からは、空堀川上流域南部地域において、空堀川上流雨水幹線の整備を行っています。

下水処理施設である清瀬水再生センターは、昭和56年11月に供用を開始しました。処理水の放流先は荒川支流の柳瀬川です。

水処理施設では、平成14年度からA₂O法の高度処理施設が稼働しています。

汚泥処理施設では、平成22年度から省エネルギー型焼却炉の一つであるガス化炉が稼働しています。

本センター内では、再生可能エネルギーとして、太陽光発電設備（500kW）が稼働しています。

水処理施設の上部には、清瀬市が管理する内山運動公園があり、野球場やサッカー場として多くの住民が利用しています。

また、センター内には、清瀬下宿ビオトープ公園があり、園内を流れる水には処理水を使用しています。園内には汚泥焼却灰を原料として製造していたメトロレンガやおがくずが敷かれた散策路が設けられています。管理運営は清瀬市が行っています。

図表 3-5 処理区と水再生センターの現況

(令和7年4月1日現在)

処理区名		野 川	北多摩一号	北多摩二号	多摩川上流	南 多 摩	浅 川	秋 川	荒川右岸	計
処理区 の普 及 状 況	全体人口 (人)	517,119	526,633	244,876	457,102	384,300	268,740	442,446	737,846	3,579,062
	普及人口 (人)	517,119	526,630	244,797	456,159	383,624	262,193	439,197	737,312	3,567,031
	普及率 (%)注1、5	100	※100	※100	※100	※100	97	99	※100	※100
	水再生センター 処理能力 (m ³ /日)注3	183,000 注2	260,700 (206,600)	98,300 (98,300)	264,700 (227,200)	159,250 (106,000)	118,350 (96,700)	207,800 (162,800)	364,450 (313,150)	1,473,550 (1,210,750)
	ポンプ所数 (か所)	—	—	—	1	1	—	—	—	2
水再生 センターの 現況	水再生 センター名		北多摩一号	北多摩二号	多摩川上流	南 多 摩	浅 川	八 王 子	清 瀬	—
	所在地		府中市 小柳町6-6	国立市 泉1-24-32	昭島市 宮沢3-15-1	稲城市 大丸1492	日野市 石田1-236	八王子市 小宮町501	清瀬市 下宿3-1375	—
	敷地面積 (m ²)注4		135,139	112,003	151,417	251,563	160,873	247,934	211,936	1,270,865
	運転開始		昭和48年 6月	平成元年 4月	昭和53年 5月	昭和46年 3月	平成4年 11月	平成4年 11月	昭和56年 11月	—
	水処理 施設	沈 砂 池	6	6	6	8	5	4	7	42
		第一沈殿池	6	3	6	6	6	9	8	44
		反 応 槽	7	4	8	7	7	10	8	51
		第二沈殿池	7	4	8	7	7	10	8	51
	汚泥 処理 施設	汚泥濃縮槽	2	3	2	2	2	2	2	15
		機械濃縮機	3	3	3	3	3	3	8	26
		脱 水 機	6	7	5	6	3	3	12	42
		焼 却 炉	(330t/日) 3	(150t/日) 3	(390t/日) 3	(190t/日) 2	(160t/日) 2	(150t/日) 2	(410t/日) 4	(1,780t/日) 19

注1:※印は、普及率99.5%以上であり、100%概成としました。
注2:野川処理区の水再生センター処理能力は、森ヶ崎水再生センター受入分です。また、水再生センター処理能力合計には含みません。
注3:水再生センター処理能力の()内の数値は、高度処理(A₂O法等)及び準高度処理の処理能力です。
注4:水再生センターの敷地面積は、固定資産明細表によります。
注5:流域下水道計画区域内の普及率です。

図表3-6 水再生センター別下水及び汚泥処理の実績（流域）

（令和6年度実績）

水再生 センター名	実績 下水処理量（m ³ ）		汚泥処理量（m ³ ）		脱水汚泥発生量（t）		汚泥焼却量 ^{※1} （t）	
	年 間	一日平均	年 間	一日平均	年 間	一日平均	年 間	一日平均
野 川 処 理 区	89,916,640	246,350	区部森ヶ崎水再生センターで処理					
北多摩一号	71,937,800	197,090	2,811,300	7,700	45,872	126	45,741	125
北多摩二号	38,761,120	106,200	897,470	2,460	20,958	57	21,474	59
多摩川上流	60,840,350	166,690	2,429,420	6,660	54,324	149	54,356	149
南 多 摩	40,461,940	110,850	1,725,260	4,730	30,350	83	30,548	84
浅 川	30,918,930	84,710	641,220	1,760	23,618	65	23,154	63
八 王 子	62,786,860	172,020	1,652,280	4,530	40,712	112	40,688	111
清 瀬	85,901,780	235,350	2,694,580	7,380	63,599	174	63,631	174
流域分小計	391,608,780	1,072,910	12,851,530	35,210	279,433	766	279,592	766
合 計	481,525,420	1,319,260	12,851,530	35,210	279,433	766	279,592	766

※1:流域下水道管内のすべてのセンターに汚泥焼却施設が設置されています。

※:有効数字の端数処理の影響で計が一致しません。

図表3-7 水再生センター上部公園

（令和7年4月1日現在）

水再生センター名	名 称	開 園 日	面積（m ² ）	主 要 施 設
北多摩一号	府中市小柳町運動広場	昭和52年11月11日	32,900	芝生広場 遊歩道
北多摩二号	国立市流域下水道処理場広場	平成4年5月20日	22,500	スポーツ広場
多摩川上流	昭島市宮沢広場	昭和54年11月23日	22,000	芝生広場 トリム遊具 ゲートボール場
南 多 摩	南多摩スポーツ広場	平成14年4月1日	14,300	総合運動場
浅 川	日野市北川原公園	平成13年4月1日	31,200	芝生広場 遊歩道
八 王 子	八王子市八石下広場	平成10年8月1日	44,800	芝生広場 遊歩道
清 瀬	清瀬内山運動公園	昭和59年4月1日	37,100	野球場 サッカー場
計	7か所		204,800	

注：面積は、使用許可面積から取付道路等の分を控除しています。

図表3-8 水再生センター連絡管

（令和7年4月1日現在）

連絡管で接続されているセンター名	稼働年度	内 径（m）	延 長（km）
北多摩一号水再生センター ～ 南多摩水再生センター	平成25年度	3.5	約3.3
北多摩二号水再生センター ～ 浅川水再生センター	平成28年度	3.5	約1.0
多摩川上流水再生センター ～ 八王子水再生センター	平成18年度	3.5	約0.6

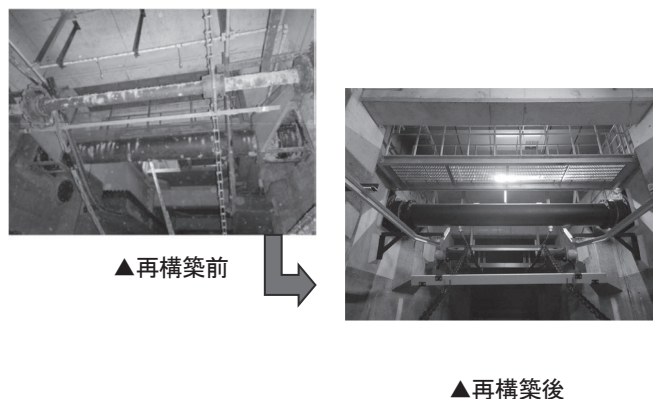
第5節 流域下水道主要施策の展開

1 再構築

(1) 現状と課題

多摩地域の流域下水道では、現在、延長約230kmの下水道幹線、水再生センター・ポンプ所計9施設を管理しています。事業開始から50年を経過した流域下水道では、下水道幹線、水再生センターの施設や設備の老朽化が進んでおり、これらの施設を再構築することで、将来にわたり安定的に下水を流す機能や処理する機能などを確保する必要があります。

図表3-9 設備の再構築



(2) 取組方針

下水道管や施設の点検、調査を行い、健全度を把握し、老朽化対策とあわせて耐震性の向上、維持管理費の縮減、省エネルギー化等を図る再構築を計画的に推進します。さらに、多摩川をはさむ二つの水再生センター間を結ぶ連絡管の相互融通機能を活用した設備の大型化や機能の集約化により、建設費や維持管理費を縮減します。

(3) 経営計画期間の主な取組

下水道幹線については、管内水位が高く老朽化が進んでいる乞田幹線の再構築に向けて、代替幹線の整備に着手します。また、損傷箇所が点在する幹線は効率性や経済性を考慮した再構築手法を検討します。

施設については、腐食対策などの改良・補修により施設の機能を維持し、水位が高く点検・調査が困難な施設では、水位を下げる方法を検討します。

設備については、劣化状況調査の結果等を踏まえ、補修時期や経済的耐用年数を見直すなど、基本タイムスケジュールの精度を向上させるとともに、大幅な省エネルギー化等の機能向上が可能な設備について、経済的耐用年数よりも前倒して再構築を実施していきます。

2 雨水対策

(1) 現状と課題

これまで都では、市単独での雨水排除が困難な地域における流域下水道雨水幹線整備や、都民自らが水害への備えや避難に役立てていただくための浸水予想区域図の作成など、雨水対策を進めてきました。

近年激甚化する豪雨を踏まえ、多摩地域における更なる浸水被害軽減を図るとともに、河川の氾濫などによる水再生センターの浸水を防ぐ対策を推進する必要があります。

(2) 取組方針

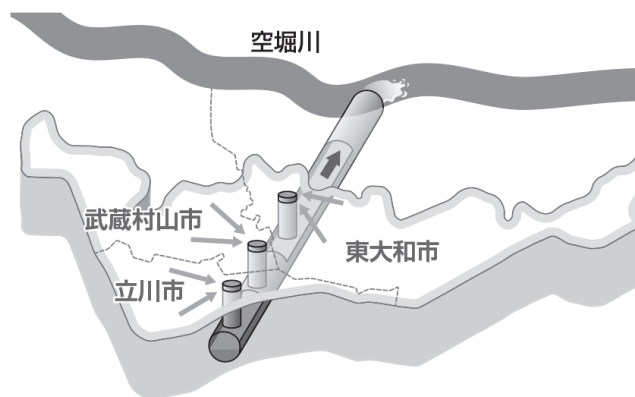
市単独による雨水排除が困難な地域において、流域下水道雨水幹線を整備し、市と連携して浸水被害の軽減に取り組みます。

また、河川の氾濫などに備え、水再生センター等の耐水化を検討します。

(3) 経営計画期間の主な取組

空堀川上流域南部地域において、流域下水道雨水幹線の整備に着手するとともに、幹線の機能を最大限活用するため、市町村の着実な雨水整備に向けて連携を強化していきます。また、水再生センター等の耐水化や、樋門操作の安全性向上に向けた遠方制御化および最適な運転方法の検討などを行い、浸水被害の軽減に取り組みます。

図表3-10 空堀川上流雨水幹線のイメージ



3 震災対策

(1) 現状と課題

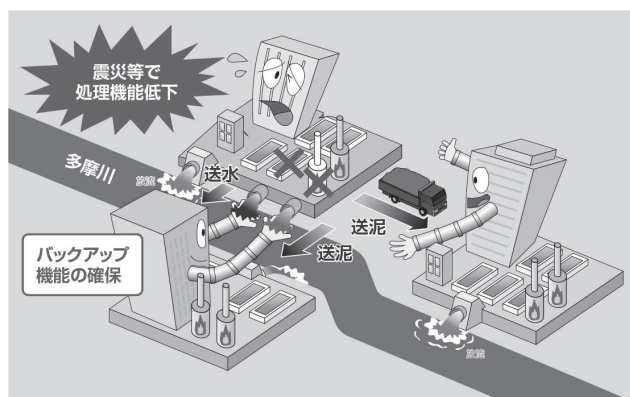
首都直下地震などが発生したときに備え、これまで最低限の下水道機能を確保する耐震対策に取り組んできました。引き続き耐震化を推進するとともに、大震災後にも施設能力を最大限に発揮するため、対策の必要があります。

非常用発電設備を全ての水再生センターに設置し、必要な電力を確保しましたが、マンホールポンプなどでは、停電による設備停止への備えや、非常用発電

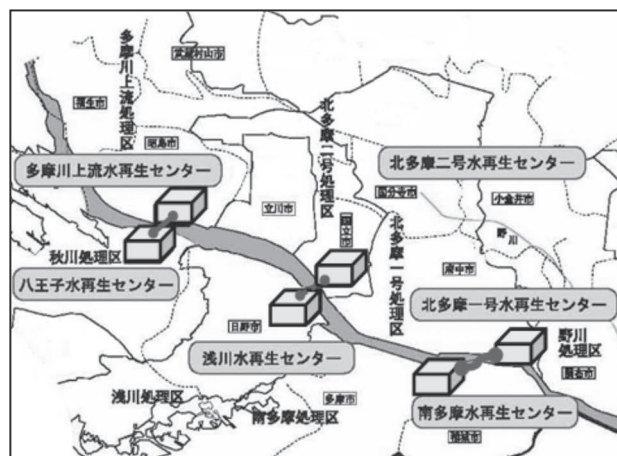
設備などの燃料の安定的な確保が必要です。

また、多摩川をはさむ二つの水再生センター間を連絡管で結んでおり、震災時に片方のセンターが被災して能力が不足した場合に、もう片方のセンターで処理を行うことができるようにバックアップ体制を構築していますが、連絡管のないセンターで処理機能が低下した場合の対応が必要です。そのため、埼玉県と汚泥処理共同事業に関する協定を締結し、都県を超えたバックアップ体制を構築しました。

図表3-11 下水処理・汚泥処理のバックアップのイメージ



図表3-12 多摩川を横断する水再生センター間連絡管



(2) 取組方針

想定される最大級の地震動に対して、最低限の下水道機能を確保するとともに、対象施設を拡大し、更なる耐震化を推進します。

また、震災時にも施設の安定的な運転を確保するために、水再生センターやマンホールポンプなどの非常時の電源や燃料を確保します。

(3) 経営計画期間の主な取組

水処理施設の流入きよ、導水きよ、放流きよ、汚泥関連処理施設などを新たな対象として耐震化を実施します。

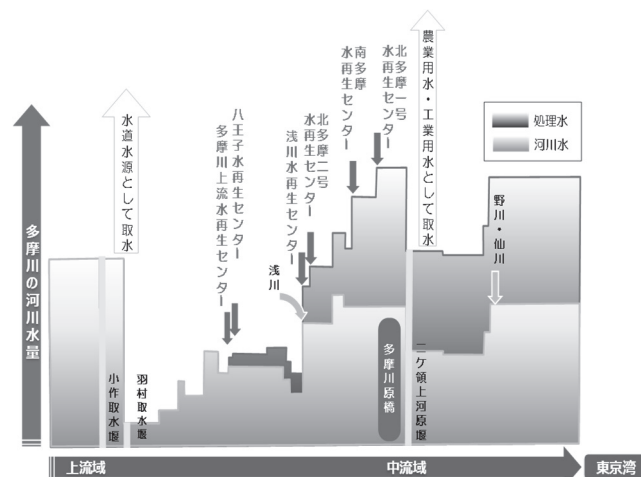
また、マンホールポンプが停止した場合に備えて、非常用電源を確保するとともに、北多摩一号水再生センターなどで、老朽化したNa S電池の再構築に着手します。

4 処理水質の向上

(1) 現状と課題

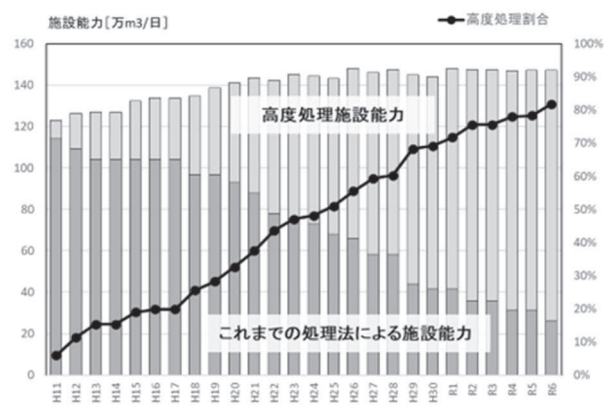
多摩川や柳瀬川では水量の約半分が下水処理水であり（図表3-13）、水環境づくりにおける流域下水道の役割は大きく、持続的な貢献が求められています。河川の流達先である東京湾の赤潮の発生日数の削減に向け、発生要因の一つである下水処理水の窒素・りんの一層の削減が必要です。そのため、下水処理水に含まれる窒素やりんをより多く削減する高度処理の整備を進めていますが（図表3-14）、高度処理を整備すると水処理に必要な電力使用量が導入前に比べて増加するため、省エネルギー化が求められています。

図表3-13 多摩川の河川水量に占める処理水の割合



※国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所データより
当局作成

図表3-14 高度処理施設能力割合の推移



(2) 取組方針

目標水質の達成に向け、施設や設備の再構築に合わせて効率的に高度処理を整備し、高度処理能力の割合を向上させます。また、デジタル技術を活用し、水質改善とともに省エネルギー化を進めます。

(3) 経営計画期間の主な取組

設備の再構築に合わせて高度処理や準高度処理を効率的に整備するとともに、既存施設においても風量調整の工夫など、最適な運転管理により処理水質の向上を図っていきます。

また、水再生センターの特性にあわせ、デジタル技術を活用した新たな送風量制御技術を導入し、水質改善とともに省エネルギー化を進めます。

さらに、市民等に多摩川や柳瀬川の水環境づくりにおける下水道の役割について関心を深めてもらうために、水再生センターで夏休みのイベント等を実施していきます。

5 維持管理の充実

(1) 管路施設・水再生センターの維持管理

ア 現状と課題

多摩地域の流域下水道では、延長約230kmの下水道幹線、水再生センター・ポンプ所計9施設などの下水道施設を24時間365日その機能を止めることなく維持し続ける必要があります。

これまで、水質改善や温室効果ガス排出量の削減など良好な水環境と環境負荷の少ない都市の実現に取り組んできましたが、電気料金の上昇など外的要因による維持管理費が向上しています。

また、水質を改善する高度処理により下水処理水のりん除去が進む一方、汚泥焼却灰に含まれるりんの量が増加し、汚泥処理の維持管理に支障が生じています。

イ 取組方針

計画的な維持管理により、下水道幹線の延命化を図り、水再生センター、ポンプ所等の継続的な点検、調査を実施し、劣化状況を踏まえた計画的な保全管理を実施します。また、更なる水質改善を図るとともに、一層の省エネルギーの実現のための運転管理の工夫、水再生センターの安定稼働により経費縮減に取り組めます。

ウ 経営計画期間の主な取組

幹線や水再生センターの点検調査により施設の劣化状況を的確に把握し、計画的かつ効率的に改良・補修を推進することで施設の延命化を図っていきます。連絡管を有するセンターでは、改良・補修時に一時的

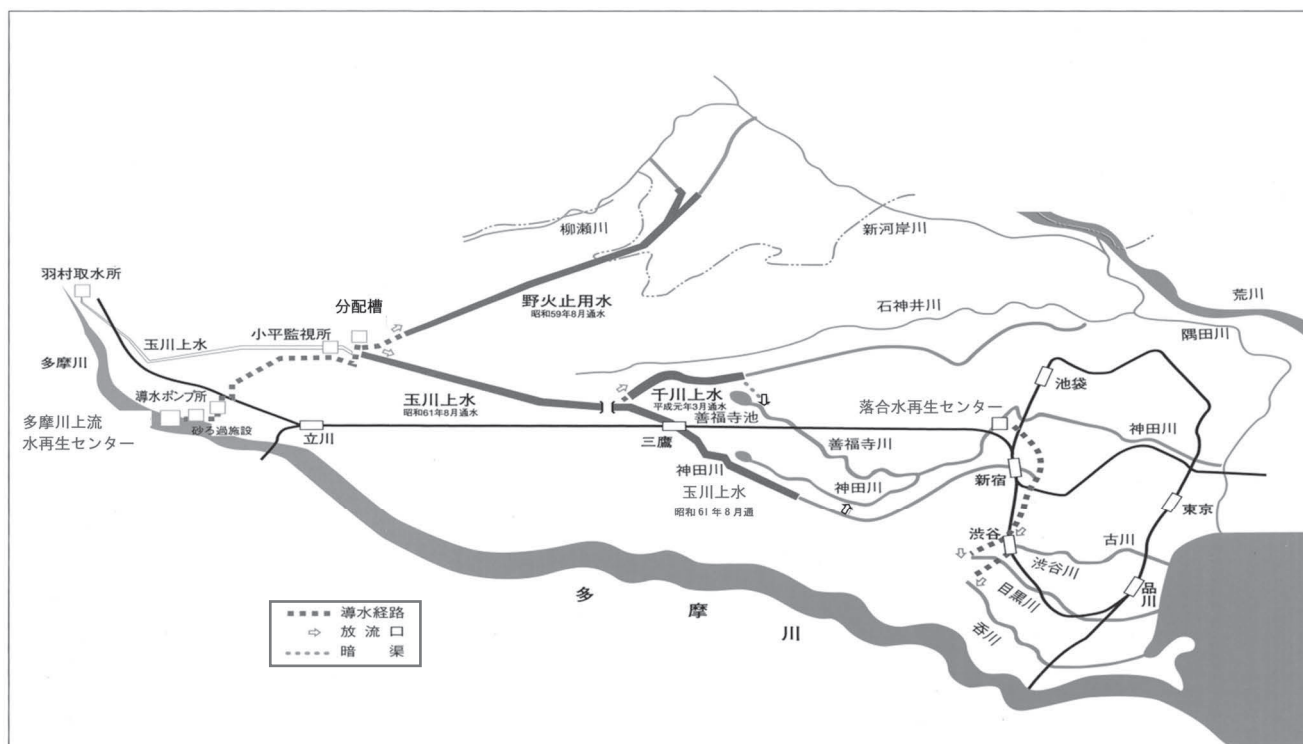
に処理能力が不足する場合は連絡管の相互融通機能を活用して能力を補完するなど、効率的な運転を実施しています。また、太陽光発電、小水力発電などの性能を十分発揮できるよう適切に維持管理し、発電した電力を運転管理に活用するとともに、効率的な省エネルギー型焼却炉（図表3-15）の優先運転、水質改善と省エネルギーの両立をめざす二軸管理の実施などにより下水処理と汚泥処理の運転管理を効率化していきます。

さらに、りん等による焼却炉の煙道閉塞への対応として、薬品の最適な注入管理方法などを検討し、対策を実施することで、汚泥処理を安定化していきます。

図表3-15 高効率な省エネルギー型焼却炉の例（多摩川上流水再生センター）



図表3-16 再生水を供給している水辺空間



(2) 再生水の利用(清流復活事業)

ア 現状と課題

流域下水道の水再生センターの処理水（391,609千 m^3 /年）のうち年間32,819千 m^3 （全処理水の約1割）が再生水として利用されています。このうち多摩川上流水再生センターからは、昭和59年8月より野火止用水、昭和61年8月より玉川上水、平成元年3月より千川上水に送水を開始しています。この清流復活事業は、枯渇した中小河川や用水路に清流を復活させ、身近に親しめる水辺空間をよみがえらせるもので、東京都の重要な施策の一つになっています（図表3-16、3-17、3-18）。

下水道局では、この事業に当たり、多摩川上流水再生センターの二次処理水の臭気、色度、りんなどをさらに除去するため、凝集剤（PAC）を添加し、砂ろ過施設及びオゾン注入施設で処理して24,820m³/日（令和6年度実績）の再生水を送水しています。

イ 取組方針

下水道が有する資源の有効利用により、良好な都市環境を創出します。

ウ 経営計画期間の主な取組

今後も玉川上水などに再生水の安定供給を図り、人々が集う水辺空間を創出します。

図表3-17再生水の利用状況（流域下水道処理区域内）

(令和6年度)

利 用 先	利用量
	(千 m^3 /年)
清流復活用水	9,058
水再生センター内利用	23,758
下水道管清掃	2
その他	1
計	32,819

図表3-18 野火止用水（清流復活事業）



(3) 下水汚泥の資源利用

ア 現状と課題

流域下水道の7か所の水再生センターから、年間約28万tの下水汚泥が発生しており、全量を焼却しています。汚泥焼却灰を有効利用する方策として、平成2年度からセメント原料化に取り組み、その後もアスファルトフィラー原料化（アスファルト混合物の一部）などを進めてきました。こうした取組により、平成9年度から汚泥焼却灰の100%資源化を継続してきました。

また、北多摩一号水再生センターにおいて、平成3年度から汚泥焼却灰を活用したブロック（メトロレンガ）化事業に着手し、平成5年度から平成19年度まで稼働、販売していました。

しかし、平成23年3月11日の東日本大震災に伴う、福島第一原子力発電所からの放射性物質の飛散により、同年3月中旬以降、汚泥焼却灰の資源化が全面停止となりました。

汚泥を埋め立てることのできる処分場がない多摩地域では、一時的に全量を施設内に保管する事態となりましたが、庁内の関係局との調整を進め、地元区や市町村など多くの方々にご理解を頂き、平成23年10月27日から平成26年6月まで区部の中央防波堤外側処分場に埋立処分を実施しました。

現在では、汚泥焼却灰に含まれる放射能濃度が低減傾向にあることを踏まえ、全量を資源化しています。

イ 取組方針

汚泥の有効利用により、下水道の持つポテンシャルを最大限に活用し、良好な都市環境を創出します。

ウ 経営計画期間の主な取組

資源化メニューの拡大を検討するとともに、新たな受入先を開拓し、コストの抑制を図りつつ資源化100%を継続します。

6 市町村との連携強化

(1) 現状と課題

多摩地域の下水道は、市町村の公共下水道と都の流域下水道が一つのシステムとして機能を発揮していることから、都と市町村は、これまで流域下水道と公共下水道の下水道台帳を同一のシステムで電子化することや、都と市町村がそれぞれ行ってきた水質検査を共同実施することなど、市町村と連携して多摩地域の効率的な下水道事業運営に取り組んできました。

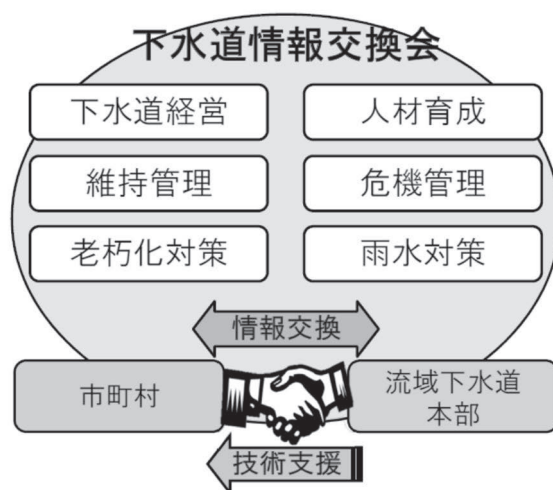
また、都では、「市町村下水道情報交換会」（図表3

－19）を継続的に開催し、各公共下水道管理者が必要とする下水道技術や事業運営に関する知識など、様々な情報を交換、提供してきたほか、災害時における相互支援の取組として、「東京都の下水道事業における災害時支援に関するルール（令和3年12月改訂）」や「多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定（平成30年10月）」、「多摩地域における下水道施設に係る技術支援協力に関する協定（令和3年3月）」などの協定を締結してきました。

八王子、立川及び三鷹の3市が単独で運営している処理場は、狭い敷地に立地していることなどから、施設の更新や高度処理、耐震性の向上への対応が困難な状況にありました。これらの課題に対応するために、単独処理区の流域下水道への編入を関係市等と連携して進めており、令和3年1月には八王子市北野処理区、令和6年3月には立川市錦町処理区を編入しました。

一方で、市町村の下水道担当職員が減少している中、維持管理業務等のノウハウや技術力を維持していくため、また、災害時にも下水道機能を維持するために、都と市町村との連携を強化し、下水道事業運営の効率化や危機管理の強化を図ることが重要となっています。

図表3－19 市町村下水道情報交換会のイメージ



(2) 取組方針

都は、効率的な下水道事業運営に向けて、市町村と連携して事業の広域化、共同化を進めていくとともに、単独処理区の流域下水道への編入（図表3－20）へ向けて、引き続き、関係市との調整を図ります。

また、下水道事業の持続的な運営に向け、維持管理業務に関するノウハウ提供や市町村職員の人材育成など、市町村への技術支援を強化します。

さらに、災害時の相互支援など危機管理体制についても強化します。

(3) 経営計画期間の主な取組

ア 広域化・共同化による業務等の効率化

「東京都の汚水処理に関する広域化・共同化計画（令和4年12月、都市整備局・下水道局・環境局・産業労働局・港湾局）」に基づき、下水道事業に係る広域化・共同化の取組として、市町村事務である排水設備業務における共同化などを促進していきます。

イ 単独処理区の編入

単独処理区の編入については、三鷹市東部処理区の編入に関わる施設計画の検討や関係機関との調整を実施していきます。

ウ 市町村との定期的な情報交換

市町村と維持管理や危機管理のノウハウを情報共有するなど、都と市町村による「市町村下水道情報交換会」をさらに充実させていくとともに、雨水対策や雨天時浸入水対策など、市町村が抱える課題への技術支援を強化することにより、市町村への支援体制を充実させていきます。

エ 災害時支援の充実

市町村等との協定等に基づき、実践的な災害復旧訓練を実施していくとともに、下水道BCPの実効性を向上させる広域的な受援計画の策定や、プッシュ型支援による初動体制の検討のほか、民間事業者団体との災害査定に係る技術支援体制の構築により、災害時の支援を充実させていきます。

オ 財政支援の充実

TOKYO強靱化プロジェクト（令和4年12月策定）に基づき、令和5年度に創設した市町村下水道事業強靱化都費補助制度は、浸水対策と震災対策のレベルアップ、スピードアップに資する事業に対し、市町村負担額の二分の一を都が補助するものです。

浸水対策については、雨水管等の整備に加え、下水道管の雨水排除能力の向上に資する下水道管の改良や、雨天時浸入水対策、樋門・樋管の遠方制御化などを補助対象としています。

また、震災対策については、下水道管や処理場などの耐震化に加え、非常用発電設備の整備などを補助対象としています。

これまで実施してきた技術支援を充実させることに加え、補助制度により、財政支援を充実させていきます。

7 雨天時浸入水対策

(1) 現状と課題

台風など豪雨時に、分流式下水道区域における雨天時浸入水により水再生センター等の下水道機能に支障が生じるとともに水再生センター周辺にも浸水被害が発生しています。市町村が進める雨天時浸入水の発生源調査を支援していますが、調査や対策には一定の期間を要する一方で、速やかな対応が求められています。

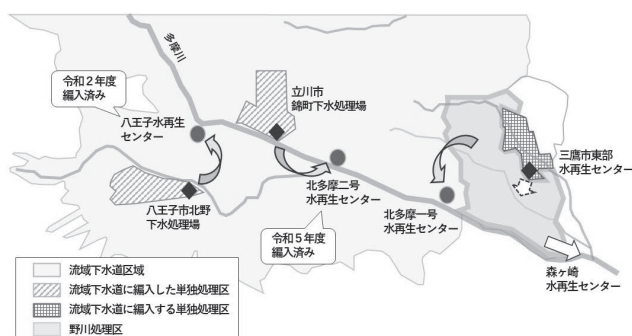
(2) 取組方針

デジタル技術を活用した技術支援などを行い、市町村等が実施する雨天時浸入水の発生源対策を促進するとともに、水再生センター等に大量の雨天時浸入水が流入した場合に備え、下水道機能を維持するための対策を進めます。

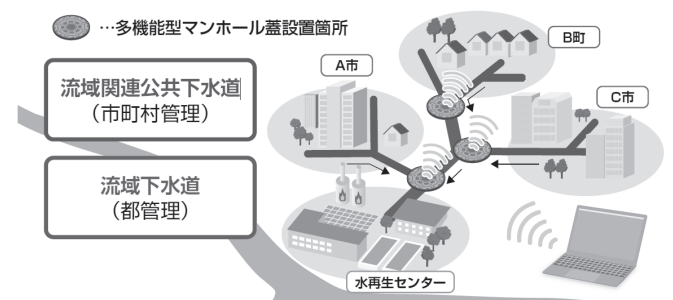
(3) 経営計画期間の主な取組

下水道管内の水位情報をリアルタイムに測定する多機能型マンホール蓋を活用し、測定結果を共有することで市町村による効率的な原因調査や対策などを促進します。また、低地部の公園など公共施設における被害軽減のために、市町村と都による現地合同調査の実施や、令和5年度からは都が独自に策定した浸入水対策の手引を用いた技術支援を開始するなど、連携を強化していきます。水再生センターやその付近における雨天時の排水機能を向上させる対策を検討するほか、ホームページやチラシ等を活用してお客さまに雨天時浸入水対策への協力を要請していきます。

図表3-20 単独処理区の編入計画



図表3-21 多機能型マンホール蓋の活用イメージ



流域下水道と公共下水道の接続点等において水位等を測定

